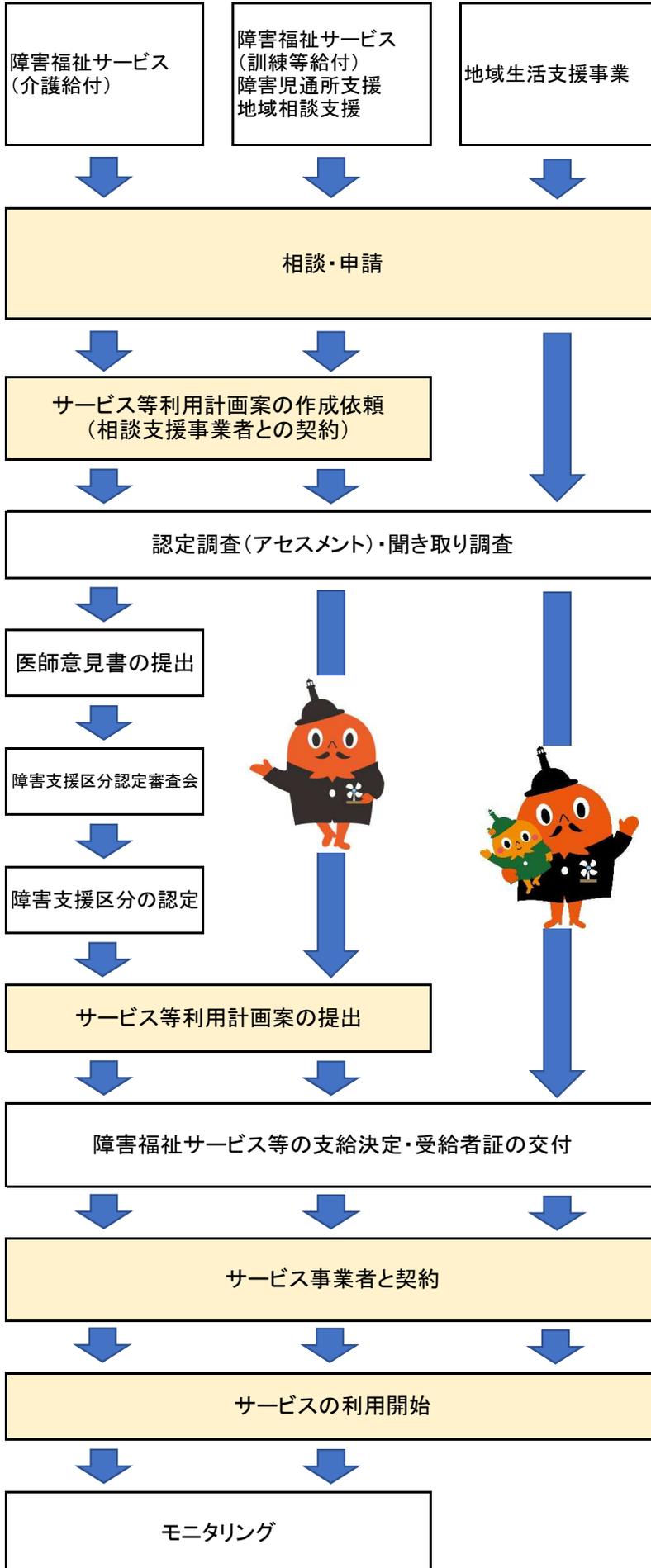


# 障害福祉サービスの利用の流れ

利用希望者が行う事項



- ・保健福祉課又は相談支援事業者に相談してください。
- ・サービスの利用を希望する場合は、保健福祉課に申請してください。

- ・指定特定相談支援事業所の相談支援専門員にサービス等利用計画案の作成を依頼してください。

- ・認定調査員が心身の状況や概況の調査を行います。

- ・町から主治医に、医師意見書の作成を依頼します。

- ・認定調査及び医師意見書の内容を踏まえ、障害支援区分の審査・判定が行われます。

- ・審査会の結果に基づいて、障害者支援区分を認定し、通知します。

- ・指定特定相談支援事業者が作成するか申請者自身が作成した計画書案を提出します。

- ・町は、障害者支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえてサービスの支給量などを決定します。

- ・利用するサービスを提供する事業者を選び、受給者証を提示してサービス利用契約を結んでください。

- ・概ね3～6か月ごとに、相談支援事業所による利用計画の見直し(モニタリング)が行われます。